資料５－１

平成２６年3月１０日
高 圧 ガ ス 保 安 室

高圧ガス保安法関係の企業実証特例制度について

1.「企業実証特例制度」とは

産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」は、企業単位で規制の特例措置を適用する制度で、民間企業が新事業活動を行うのに必要な規制緩和の内容を政府に要望し、政府において、事業・規制所管両大臣による検討・協議を経て、特例措置の可否を判断するものである。

経済産業省では、今般、この制度を活用した民間企業からの要望について検討を行った結果、新たな規制の特例措置を講ずることとした。

今後、パブリックコメントの実施等を経て、本年 4 月下旬を目途に、産業競争力強化法施行規則において、高圧ガス保安法容器保安規則の特例措置を設ける予定である。

2. 新たな規制の特例措置

①半導体製造に用いるガス容器の検査手法に関する特例措置

現行法令では、半導体製造に用いる超高純度ガス容器の 5 年ごとの再検査について、外観検査や耐圧検査を実施するよう定められているが、検査の効率化を図るため、非破壊検査方法の超音波検査等を導入したいとの要望があった。

これを踏まえ、事業所管かつ規制所管である経済産業省において検討を進めた結果、新たな規制の特例措置を創設することとした。

この特例措置の創設により、容器の再検査に要するコスト・期間を大幅に削減することが可能となることで、事業者のさらなる競争力強化を図り、国内におけるものづくりのサプライチェーンの維持に寄与することが期待される。

また、先進的な検査手法の導入による、保安性能の向上を通じて、雇用者や

周辺住民の安心・安全の確保に資するものとなる。

②燃料電池フォークリフトにおける新しいタイプの水素タンクに関する特例措置

現行法令は、燃料電池フォークリフト（水素と酸素の化学反応によって発電された電気を動力として動くフォークリフト）等の産業車両に搭載する燃料容器（水素タンク）について、軽量な「複合容器」（炭素繊維と金属等を併用するタイプの容器）のみを想定しているが、今般、産業車両の燃料容器として、炭素繊維を使用せずに金属のみを用いるタイプの容器についても、安全な設計や製造を行った上で、こうした「全部金属製」の容器をフォークリフト用の水素タンクとして活用したいとの要望があった（※）。

（※）全部金属製容器は、一般的な複合容器よりも重量があるというデメリットがあるため、乗用車に搭載することは想定されていなかったが、重たい荷物を日常的に運搬することが想定されるフォークリフト等の産業車両については、搭載適性が高く、また複合容器よりも廉価に製造することができるというメリットがある。

こうした要望を踏まえ、産業車両の製造に係る事業を所管し、かつ要望に関連した規制を所管する経済産業省において検討を進めた結果、新たな規制の特例措置を創設することになった。

この特例措置の創設により、安全性に十分配慮した設計に基づく全部金属製容器の実証実験が可能となることで、我が国における燃料電池フォークリフト等について、より早期の実用化が可能となることが期待される。また、燃料電池フォークリフト等のコストダウンに寄与することで、市場導入時の事業者の競争力強化を図ることができるとともに、環境性に優れた燃料電池フォークリフトが工場や物流現場で活用されることで、CO2 排出量の削減を通じて、低炭素社会の実現にも資する取組となる。

産業競争力強化法案の概要

平成２５年１０月
経 済 産 業 省

○ 日本再興戦略の実行を図るため、「集中実施期間」（5年間）を定め、政府全体で計画的取組を進める（1）**実行体制**を確立。
○ 分野横断的措置として、（2）**規制改革**推進のための新たな制度、（3）**産業の新陳代謝**の促進を図るための制度を創設。
○ 加えて（4）**その他の産業競争力強化関連施策**を推進（日本再興戦略に則って競争力強化のために行われる関連施策の特例を規定 等）。

（1）実行体制の確立

実行計画

「日本再興戦略」に盛り込まれた施策について、

- ５年間で施策を集中実施。
- 確実に実行すべき当面３年間の計画を作り、毎年見直し。
- 実行すべき制度改革ごとに、実施期限、担当大臣を決定。
- 遅れや不足が生じた場合、担当大臣は、理由を説明し、追加的な措置を講じる義務を負う。

（2）規制改革

規制の早期改革への突破口とするべく規制横断的な新たな制度を構築。

企業実証特例制度（通称）
- 企業単位で特例的に規制を緩和。
- 企業自らが、新事業開拓の取組と規制の代替措置をセットで実施提案。
- その提案内容について、関係大臣が連携し、個別に計画を認定。

グレーゾーン解消制度（通称）
- 新規事業分野では、規制の適用の有無が曖昧で事業者が事業開始に萎縮しがち。
- 個別の事業について、関係大臣が連携し適法（ホワイト）であることを明確化。
- これにより、新事業開拓の取組を促進。

（3）産業の新陳代謝

事業の新陳代謝を促す業種横断的支援策を強力に推進。

国の責務		事業者の責務	
事業者による設備投資、事業再編を促す環境の整備	過剰供給・過当競争など事業再編が必要な分野について調査・公表	先端設備導入など積極的な投資への取組	低収益分野の改善・撤退その他事業再編への取組

ベンチャー投資の促進
- ベンチャーファンドに出資する企業に支援措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業への資金供給の円滑化を図る。
- 資金が必要とされる「事業拡張期」のベンチャー企業に投資し、経営支援も行うベンチャーファンドを対象とする。

事業再編の促進
- 一企業内では十分に成長できない事業の再編・統合と新たな市場への挑戦を優遇措置で支援。
- ①既存の事業構造の変更を行い、②収益性・生産性を向上させるものに限定。
- 過剰供給等の分野では、その解消につながるものに限り支援。

先端設備投資の促進
- 高額な初期費用を要し、初期稼働が見通しにくい先端医療機器や３Dプリンター等の先端設備について、会計上の取扱いを明確化する等、リースの手法を活用した設備投資を支援。

（4）その他の関連施策

- 地域中小企業の創業・事業再生の支援強化
- 国立大学法人等によるベンチャーファンド等への出資
- 中小企業等に対する、国内出願、国際出願の際の料金の減免の特許法の特例
- 産業革新機構によるベンチャー投資の迅速化
- 早期事業再生の促進（私的整理の円滑化）

連動

規制改革会議　等

税制措置（設備投資、事業再編、ベンチャー支援　等）